

## 経済産業省 資源エネルギー庁 訪問記録

訪問日 2019年5月23日（木）13時～14時15分

訪問先 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室  
東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号

対応者 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室（2名）

訪問メンバー（8名） [組合員3名・託送料検討委員会メンバー5名]

### はじめに

G C はじめさせていただきます。資料は事前にお届けしていただきましたので「本日お尋ねしたいこと」という項目でまとめています。その点について、経産省さんからご説明をいただいて、わからないことがあればこちらからご質問をさせていただくようなすすめかたでお願いしてよろしいでしょうか。記録、録音をとらせていただいてもよろしいでしょうか。

経産省 はい。結構でございます。それではあらためまして、資源エネルギー庁の経産省でございます。よろしく申し上げます。

では、頂戴しておりましたこのA3の資料のまず「お尋ねしたいこと」されているところについてご説明差し上げたいと思います。

あらかじめですけれど、これまでに何回か応答させていただいたことと、どうしても重複してしまうところがあるかと思っておりますけれど、そのこともまた必要なのでまた解説させていただきたいと思っております。

### 1. 【賠償負担金と廃炉円滑化負担金を託送料金に上乗せする根拠に関して】

お尋ね（ア）2020年4月からの2つの負担金の託送料金への上乗せを行う根拠規定は、電気事業法第18条なのか否か
---

まず、資料3枚もの一番のお尋ねしたいというところで、(ア)からですけれども、負担金の上乗せを行う根拠規定というところですが、これはまず電事法第18条のまさにこれが一般送配電の託送の供給約款の経済産業大臣の認可規定でございますので、まず法律上の根拠というところでは、まずこの18条です。

お尋ね（イ）「両負担金は、電気事業法に基づき、電気事業法施工規則の一部を改正する省令（経済産業省令七十七号）で必要な措置を講じている」というが、それは電気事業法第18条や7項を意味するのか。その場合、前提となる「他の法律により」欠落していないか。

（イ）のところで、関連と受け止めておりますけれども、電事法に基づき措置を講じているというところが18条の7項を意味するのかというところで、これはこの「」で書いていただいていますこの「他の法律による」というまさにその条文がございまして、まず結論から申し上げれば、この18条の7項と今回の措置とは直接的な関係はございません

お尋ね（ウ）なぜこの2つの負担金は法律で決めないのか。

（ウ）のところでは、「なぜこの二つの負担金を法律で決めないのか」というところでして、まさにその18条に基づいて、経済産業大臣は託送供給約款の申請があれば認可を行うと、その認可の基準というものも記載しておりますところございまして、結論から申し上げます、現行の法令の制度の中で今回の措置というものは対応できるものという風に考えています。

お尋ね（エ）「各負担金について、① 経済産業大臣の承認、□ その際の原子力事業者からの額の申請、□ 経済産業大臣からの承認後の一般送配電事業者への通知、□ 一般送配電事業者からの新しい託送料金の申請、⑤ 経済産業大臣の認可、□ 一般送配電事業者の約款変更、□ 一般送配電事業者からの接続供給相手の通知、□ 徴収実施、までの具体的な内容と順序を教えてください。実施された場合、一般送配電事業者から接続供給の相手への請求書に両負担金をそれぞれ明示させるのか。

つぎに（エ）ですけれども、負担金についての一連のプロセスという事だと思っております。経済産業大臣の承認であるとか、そのための申請であるとか、その後の一般送配電事業者からのまた申請という。これはまさに省令だったり。よくご覧いただいている。失礼ながら皆さんよくご覧いただいているという風に受け止めておりますけれども、まさにそのプロセスに沿って、まず原子力事業者が賠償負担金、それから廃炉円滑化負担金というもの、これをどういう風に額を定めるかとか、そのバックグラウンドの賠償負担金であれば、この後の質問にもあります上限2.4兆円というその算定の根拠というものは審議会等でも議論いただいた。そういった考え方に基いて、原子力事業者が経済産業大臣に申請をするものでして、これはご案内のとおり、この省令自体は2020年の4月1日施行で、当然ながらまだその申請というものは来ておりませんので、その申請の内容について、今我々としてコメントすることは困難ですけれども、その承認を以て経済産業大臣は各一般送配電事業者に通知をする。それを受けた一般送配電事業者がその額を自分たちの託送料金の原価に算定します。それから経済産業大臣、仮

に値上げであれば、さらに認可をする。現行法令上、値下げであれば届出をするという規定がありますので通常はそういった認可申請、あるいは届け出のプロセスに入っていくというところではあります。

今のが⑥番までの話でして、⑦番目以降についても、一般送配電事業者が、この賠償負担金という事に限らず、情報公開の在り方というものは、当然法令であるとか、ガイドラインであるとかそういったものに定められていますので、その規定に基づいて、もちろんその範囲内でしっかりと情報公開を行っていく。もちろん我々としみしても、これもご案内の通り、今回のこの賠償負担金であるとか、廃炉円滑化負担金が相当程度例外的な措置であるという事ではありますので、透明性の確保ですとか説明責任というものは国としても当然しっかりと果たして行きたいという風に思っています。

⑧徴収実施というところですが、これの意味するところ次第ではありますけれど、託送料金は認可料金ですので、一般送配電事業者の収支であるとか財務計算の結果であるとかについては、我々は定期的に把握しています。そういった中で把握をしていく、確認をしていくことであると思っています。

この最後の請求書に明示というところでは、先ほどの⑦番のところと同じですが、当然、法令あるいはガイドラインとかそういった規定のなかで、当然相手方に対して情報公開をやっていきます。繰り返しになりますけれど、国としても当然今回の処置についてはしっかりと透明性の確保を図っていきたくて考えております。

**お尋ね(オ) 仮に一般送配電事業者の判断で接続供給相手からの徴収をしない場合に、その一般送配電事業者へのペナルティやその禁止命令などはあるの**

(オ)のところですが、「徴収をしない場合に、ペナルティだったり、禁止命令があるか」というところです。まず、この今回の賠償負担金とか廃炉円滑化負担金の一連のプロセスに特化した罰則とか罰則規定とかそういったものはありません。ただ、電気事業法の中で、規制下にある一般送配電事業に対してはいわゆる一般的な業務改善命令とか、一般的な監督権限を持っていますので、その中で確認を行っていくところです。

G C いったんそこで区切らせていただきます。ここままで質問があればよろしくお願ひします。

G C 最初の(ア)の18条と言われたのですが、18条の具体的に言うと何項になるのですか。7項ではないということだったのですが。

経産省 18条の第1項で「一般送配電事業者は約款を定めたら、経済産業大臣の認可を受けなければならない」と定めてあります。第2項では「その約款以外では供給してはいけません」3項において「経済産業大臣は次のことに適合するときは認可をする」という中で、その料金が適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、あるいは算出方法が適正かつ明確に定められていることという中で、その算定については省令で定めるところによるという風になっています。これは2回目か3回目かの回答文書でも出させていただきましたけれども、この託送料金と

いうものはユニバーサルサービスであるとか、広く公平に負担する、そういったことが適切であるというような費用は、託送料金の仕組みを利用して広く回収することが認められているものですので、そういった中で適正な原価であるという風に判断できれば、それは認可を行うというものであると考えています。

G C そのところがよくわからないのですが、通常の意味で言うと、適正な原価というのは当然、運営にかかる経費というのが通常だと思うのですが、今回の負担金の2つというのは、一般送配電事業者そのものの運営にかかわる経費ではないように思われますが、そのあたりはどのような風に解釈したらよろしいのでしょうか。

経産省 そこは、申し上げた通り、この託送料金というものが一番最初に設定されたのが、2000年の電力自由化が始まった年ですけれど、その時に託送料金というもの、あるいは託送の仕組みというものをどのように運用していった、まさにその広く安定供給というものを、電気事業法の一番の根幹は安定供給ですので、安定供給をやっていくかというものを議論審議したなかで、先ほど申し上げたような、広く公平に需要家から負担を求めるべき費用というものについては、この託送料金の中で負担していただくということが適切である、という風に考え方が整理されています。そういった整理の中で、このあとの質問にもありますが、たとえば既存のもので申しあげれば、バックエンドの再処理の過去分と呼ばれているそういった部分であるとか、まさに今回のこういった措置、こういったものはその考え方に合致するものであるという風に整理がなされています。ただ、先ほど私も申し上げた通り、そうはいってもなかなか世の中的には、多少例外的な措置ではあると考えていますので、しっかりとしたそういった説明責任であるとか、透明性の確保とかそういったものには対処したいと我々としては考えています。

G C 根拠規定については、電気事業法18条と、あと今回電気事業法施行規則の一部改正する省令の45条の21の2および5を追加されているので、これに基づいて賠償負担金とかが原価参入、加えることができる、回収しなければならないという規定が入っている。この規定を合わせて、上乘せが認められるというような理解でいいのですかね。

経産省 そうですね。それとあえて加えて申しあげれば、託送料金の供給約款算定規則においても、料金として算定することは定義づけておりますので、実際に料金を計算するときはその算定規則に基づいて計算する。これは賠償費用とかだけではなくて修繕費とか減価償却とかあらゆる費用がそうですが、その中の一つに位置づけをさせていただいたというところです。

G C 上乘せするに際して、事前に国民に対してはどのような様な周知とかの方法を考えていらっしゃるのでしょうか。

経産省 国民に対してですか。約款を変更した時には、今手元でその条文がぱっと出て来ないのですみませんが、当然その何日前に周知するであるとか、そういった規定が定められています。それと一番最初に申し上げた通り、その事業者においても、ガイドライン等で、しっかりその約款の内容というものは情報公開しなければい

けないということが定められていますので、そうした中でしっかりと情報公開をしていきたいという風に思っています。

G C 一般送配電事業者が、約款改正に伴って情報提供すると思うのですが、経済産業省とか国の方が積極的にするという事は考えていないのですか。

経産省 もちろん、この負担金のみならず、電気料金の透明性とか情報開示というのは日頃、まさにこういう場もそうですし、常日頃、真摯に対応するのはもちろんですし、やや稚拙かもしれませんが、ホームページでそもそも電気料金の仕組みというものでしっかり公開していくとか。まさに今回問題意識をお持ちの電促税とかバックエンドの費用とかを託送料金の中の全体はこうで、その中にはこういうものが入っていますという事は不十分と言われてしまえばあれですけど、我々としてはしっかり、ちゃんと明記をしているものですし、今回の措置については、しっかり情報の透明性というものを務めていきたいという風に考えています。

G C この施行規則の45条の21の2とか4、5とかの規定については、こういう内容の改正があったということは、経済産業省のホームページでは記載されているのですか。

経産省 パブリックコメントをするときには当然記載されます。

G C パブリックコメントはそうですね。

経産省 改正がされました。それでいいのか、と言われてしまったらあれですけど、これはまだ施行がされていない条文でして、当然施行されれば、経済産業省の法令には施行一覧とかそういったものの中に新しく変わったものを載せていくことは当然のこととしてやってまいります。

G C 施行するのは来年の4月1日からだと思うのですが、その施行する前にこういう形で周知する、という事は考えていらっしゃるのですか。

経産省 約款の変更の申請があれば、そういったものを受理したという事であるとか、そういったことというのは発信といいますか。これはその他の場合においても約款の変更というものを受理した時にはホームページ等で開示をしています。

G C その約款の申請というのは、具体的に託送料金の変更の申請があった時点という意味ですか。

経産省 そうです。申請というとそうですね。

G C そもそもこの二つの負担金を託送料金に入れるという事を決定したのが電力システム改革貫徹のための政策小委員会だったと思うんですが、これが平成29年の2月に中間報告というものを発表されておりますよね。この委員会自体はそれ以降開かれていないようなんですが、ここで決められたその二つのものを上乗せするという事について、質問主意書が平成30年の5月に出ていたと思うのですが、その中ではもうすでに施行規則というものがやっていくという風に言われて、お答えされていらっしゃるのですが、このところの流れがちょっと、私たちとしてはちょっとよく理解できなくて、先ほどG C 弁護士さんもおっしゃったの

ですけれども、この中間とりまとめのところで決められたことが、法律ではなくて内部の規則で決められたことについて、約款が申請されるまでは、国民には一切知らせないというそういう形なんですか。

経産省 一切知らせないのかと言われてしまうと…。まず、もちろんそんなつもりは毛頭ございません。例えば、まさに先週、菅直人先生が国会の場で、一連の質疑の中で、賠償の過去分というものを託送料金でやるという事について、改めて必要性だとかそういったものを問うというようなことをご質問いただきまして、それについては、当然まさにこの場でお答えしているような内容ですけれども、こういうものとして。こういうものでしたと、まさに国会の場で答弁させていただいたりしています。

今日この場ではないですけれども、我々も「託送料金って何なのですか」というご質問というのは日々頂戴しています。これもやや受け身かと言われるとあれですが、しっかりそういった説明責任を果たしていくのは当然であると考えています。もしこの説明が不十分ですと言われてれば、しっかりそのご意見は真摯に受けとめたいと考えています。

G C 結局、改正された施行規則はどういう内容なのかというのを見るのは、官報を見る以外に方法はないんですよね。

経産省 官報を見る以外には。今この瞬間はそうですね。

G C 先ほど、情報開示を積極的に進めていきたいということからすれば、パブリックコメントはその前の案の段階の案ですから、出来上がったものについて、こういう風になりますと、官報に載っている段階で施行日ももう決まっているのですから、何月何日からこの内容が施行されますという事を例えば経済産業省のホームページで告知するという事をやっていった方がむしろ良いように思うんですが。そのあたりはいかがなのでしょうかね。

経産省 今この場で私が、こうします。とお答えするのは、組織ですので、そういうお約束はできませんけれども、ご意見を承ったことはしっかりと共有したいと思えます。

G C 情報公開ということで今、話が出ていますけれども、経産省さん、篠原さんは誰に向かってそのことを伝えたいと思っておられますか。

経産省 電気料金ですので、電気を使う方にはしっかりと知っていただく必要というのは当然有ると思っています。

G C ガイドラインがあって、それに則って説明責任を果たしていく。透明性確保を図っていかれると言われてはいますが、私たち、こうやって問題意識をもって知りたいと思った者はいろんなことを調べたりとか、アンテナを張って知ることができたことですが、本当に一市民というものにその情報が届いているのかというところはとても疑問に思っているんで、本当に誰のためのガイドラインになっているのかというところはしっかりと感じていただきたいと思えます。

経産省 それはおっしゃる通りだと思います。

G C 今の流れで一つあるのですが。(ウ)のところで現行体系上法律にせずとも省令で

できるという判断だということだったのですが。実質電気利用者、国民全部が負担する負担金でしょう、それなのに税金という形をとらなくていいという風に考えている、もう少し具体的な根拠はあるんですか。

経産省

税金でやるべきではないか、という事ですか。

G C

ありていに言えば、省令で決めるのではなくて、何々法というのを決めて福島賠償を支えるとか廃炉を円滑にすすめるというための再エネ負担金みたいな法律を定めるというような考えは取らないのですか。そしたら、今話題になっている通り、電気を利用している国民皆の負担になりますよということで、審議の段階から皆が知ることになるし、それでいいかどうかは皆が選んだ国会議員が決めることになるから、それが自然のような気がするのですよ。だから、皆に知らせる、知ってもらおうという点から言ったら、こんな風に、私たちは言いますよ、隠れてこそっと省令で決めて、こそっといつの間にか乗せるって。批判的に思う人はみんな言うわけだから。私もそう思っているし。ということで、現行体系上、省令でできるという判断があるということはわかったけれど、省令でできるというその判断の根拠はあるのですかと、ちょっと聞いている。

経産省

間違っていたらご指摘いただければと思いますが、今のご指摘で言うと、事象の違う事が2つあると思っていて、ひとつはまず我々は法律でやりたくなかったからということでは全くございません。ということがまず一つです。それはさておき、税という事で広くやったらということも、まあ選択肢としてはあると思っておりますが、今回の賠償、特にこの賠償負担金の措置というものは、まさにこれはこれで議論があるかと思っておりますが、今の規制料金というものは電気料金の性格上、過去、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法という制度がなかった。その背景にはいやだってそんな事故は起こらないでしょう、そんな賠償が高いものはないでしょうと、ある意味の安全神話があったのだと思っております。それについては政府、国としては真摯に反省すべきものなのだと思います。

その先で、じゃあ原子力発電でずっとやって、安い電源といいますか、そういった中である程度利益を受けていた、そういった過去の負担というものを今後どう回収、負担をお願いしようとか議論をしたときに、税金でやろうとすると、全国で一律的に一人いくら払いなさいと、そういったどうしても負担になって、負担のお願いの仕方になってしまう。それを電気料金という手法でやれば、まさに電気を使っている量に応じて負担をするというという、この利益と負担の関係というものが、まあ100点には絶対ならないのですけれど、税とかに比べて、相対的に回収の方法としては適切なのではないかという政策判断が一つあります。その上で、では電気料金でやるとしたときに、法改正が必要なのか、現行法の中でできるのかというのが次の議論になってくると思ひまして、そうした中で、今回申し上げているように、これまで成立されてきた、あるいは現行法の整理で対応可能であるという風に我々としては考えて、今の措置をしたということです。

G C

今二つ言われたところで、前者の税金だと広く国民に平等にという事ですけど、税金の中には当然のことながら消費税のように、もしくは御省庁の監督されると

ころでは、軽油引取税とか、揮発油税だとか、使用量に応じて取る税金とかがありますよね。だから電気料金についても電気の使用料に応じて徴収する税金というのは可能なのですけれど、そういうことは検討されなかったのですか。

経産省 納税者は、軽油引取税では事業者じゃないかと思うので。自分の畑ではないので違っているかもしれませんが、軽油引取税は我々国民が負担しているのかというと、あれは軽油を使用した社が負担しているものだと思っていまして。間違っていたら指摘してください。電気事業者においても軽油引取税のようにそれぞれ負担に応じて乗せるのであれば、結局電気料金に乗ってしまうのかなど。

G C 結局あれは要するに、軽油のディーゼルの使用料に応じて、税がかかってきますけれど、使用量に対して一律に税金がかかりますから、最終的な誰が納税義務を負うかという図式で言えば、最終的な負担者は消費者だと思うんですけど。そういう点では、本件も似ていて、負担金の負担を負うのは直接的には一般送配電事業者ですよね。それで一般送配電事業所がその負担を消費者に転嫁するという形なので、軽油引取税で見られる蔵出し税制式にすごく似ているところがあってですね。そういう考えると同じように税金という仕組みを取ったとしても、同じような回収はできるのではないかと。いわゆる消費量に応じた負担というのは全然できると思うのですが。

経産省 要は、国民一人一人に対して毎月々の電力消費量を示せばいいじゃないかと。やろうとしていることは多分そういう事だと思っていましてけれども。電力消費量を、電気料金と回収の仕組みとしてはやや複雑になるかなと思いますけど。

G C でも、今も電気料金で消費税をとっていますよね。

経産省 電気料金に対してですね。あれは電気の使用料には関係ないと思いますが。

G C 電気料金に対してですよね。ですから、これも別に電気料金に対して取るという形を取れば、同じ様な考え方は十分にできる。電気料金は使用料と必ずしもイコールではないのは一緒で、それをどういう風にするかという取り方はいろいろあると思うのですよ。だから託送料金に比例して取るという形であれば十分可能だと思うので。税金の聴取というのは不可能ではないような気がするんですけど。

経産省 直感的な意見になるかもしれませんが、エネルギーとしての公式見解ではありませんが、たぶんそれをやるとすれば個人情報に関係であるとか、おれはそんなのに入りたくないだとか、超えるべき課題というものはかなり多いような気がします。まさに税務申告の中で自分はこの一年間何kWh使ってきましたとか。

G C ただ、軽油引取税や揮発油税の時も、誰がガソリンや軽油を何リットル使ったかということは、国は直接把握されずに基本的にはそれを売ったガソリンスタンドなりに支払うので、事業者の方で全部伝えることになるので、事業者の総体として売ったのはこれだけですと。それに対して税金がこれだけかかりますと。実際上の転嫁は各消費者にされますけれども、各消費者の個人情報が出されるという事にはならないと思うのですが。

経産省 私が申し上げたのは、受益と負担の関係を電気料金だとしても100点にはならないのは承知ですが。よく言われるのが、かつては沖縄に住んでいたのに、20



20年以降は東京に住んだのでとるのかとよく言われます。その利益と負担の関係で言うと、まさに今おっしゃったことをたとえばやろうとすると、事業者に対しては自分たちが今どれだけ売ったかわかりますと、だけど、その事業者のお客さんに対しては一律に請求するしかないんじゃないかなと思っていました。特に電気料金は事業者ごとに原価を変えられないので。

G C 再エネ賦課金みたいに、使用分量ごとにするという法律にしておけばいいのではないのですか。

経産省 再エネ賦課金もあれば全国一律の単価になってしまいますので、運用上そういう風になっていますので。

G C 単価は一律ではあるけれども、使用量に応じてという受益と負担の関係から言うと、かなり近しくないですかね。

経産省 使った分に対して払うという事においてはそうだと思います。ただどうしても単価を細分化できない仕組みなので、エリアごとに単価を変えるとか、全国一律で同じ単価でやってといることが正にそうだと思いますが、過去どれだけの原子力発電を生んできたのか、今どれだけ電気を使っているのか。これがまさに受益と負担の関係だと思うのですけれど。これが、100点ではないのですけれど、税に比べればあるいは賦課金に比べれば、これが電気料金にするのが一番その関係性が相対的ではありますけれども、マッチさせられるのではないかという風には思っています。

G C それは徴取方法の問題だと思いますけどね。算定方法と徴取方法を工夫すれば税金でもできることだと。まあ税金と電気料金で徴取する場合の最大の違いは要するに国の法律で具体的に定める必要があるか、法律で定めないでよいのかということ。やはり、これだけの大きな問題なのに、法律で定めることなしに、先ほど来議論になっているように、まだ正式にどうなったという事は国民にも一般にも知らされていないわけですよ。やっぱりそういうところが問題なのではないかと。法律だと、まず国会で議論する時点で国民が内容を知ることになって、かつ法律になれば、法律ができた段階で、どういう税金に、税制になるかという事がいろいろな方とで知らされることになると思うんですね。これは来年の4月からの施行であるということにもかかわらず、いったいどうなるのかという事は全くまだわからないという。やはりちょっと不透明感が感じられるのですよね。

経産省 これは、もう言い訳ではないですが、弁明になってはいますが。法律になればそうですよね。一方でこの措置について全く国会を素通りしていったかということ、もちろんそんなことはなくてですね、平成29年の通常国会なんかは本当に毎日これについて様々なご質問を議員の先生方からいただいて、我々も大臣から今日お話し差し上げたようなことを、丁寧に丁寧に、回答、答弁をしてきたというのが。それとこれとは別で結果論である、ということは自覚していますが。繰り返しますが、我々としてはこのことをしれっとやりたかったという事ではございませんし、しっかりとそういった透明性というのはご意見も踏まえて、しっかりとやっていきたいという風に考えています。

G C 大事なことなので。今おっしゃられた国会での討議というのは何か閲覧したり、記録などで確かめる方法はあるんですか。

経産省 参議院とか衆議院とかの議事録をホームページで。

G C いつ頃分ですか。

経産省 平成29年の春ですね。これはご案内の通り28年の12月閣議決定の前後であったり。

G C それは後日、公開されているのでしたら、聞かせていただいて、見させていただきま。

G C 2020年4月1日施行であれば、その前の事業者の申請とか承認についての大

経産省 臣の通知というのはどのくらい前に行われるものなんでしょうか。  
省令が2020年4月1日なので、その後であることは当然間違いないものでして、申請がいつ来るかというものは、電気料金は常にそうですが、事業者の中でまず判断されますので、われわれの立場で、いついつしなさいということはございません。

G C 45条の21の3などの新しい条項ありますよね、事業者からの申請というのがありますよね。これ自体は来年の4月以降でないとできないのですか。それとも4月以前にできるのですか。

経産省 以降です。

G C 申請もできないですね。もちろん。

G C 原子力事業者からの申請もできないのですか。今は。

経産省 できません。

G C そうするとまず、原子力事業者が申請して、大臣の承認を得て、それから今度は約款を作るとい

経産省 ことは電気料金の仕組み上、一定の利益があるので値下げしろ、みたいな値下げ勧告のようなのはありますが、それを差し置いていけば、基本的には電気料金は事業者のもので申請主義ですので、我々からはいつということは申し上げられないです。

G C 原子力事業者の方はかなりもう準備は進めているはずですよ。当然。

経産省 審議会を通っていますので。

G C 極論を言えば賠償負担金はもうkWhあたり0.07円で決められているみたいですし。

経産省 中間とりまとめをご覧になられたのだと思いますが、あれは全部で平均化した、その当時の需要の状況とかを踏まえればこれくらいですという程度のもんです。

- G C では、電力会社ごとに計算して申請されるんですね。
- 経産省 そうです。それがまさに先ほどの受益と負担という関係のことです。
- G C 細かいところで恐縮なんですけど、先ほど託送料金の算定規則というのを作ってそれに基づいて約款があがってくると言われましたが、その場合に今回の上乗せのものが営業費になるというようなおっしゃり方をされたのですが、これ託送料金の原価算定の場合のどこに入るのですか。託送料金の中の。
- 経産省 託送料金はまず、修繕費だとか、減価償却だとか、わーっと並んでいる。
- G C はい。人件費とかいろいろありますよね。それを法定費といろいろ分けて算定していきますけど、この上乗せした2つのものというのは営業費というのとはものすごく違和感があるのですけど。
- G C これはどこに位置付ける予定なのですか、この規則のなかでは。
- 経産省 営業費の中にです。
- G C 営業費に入るのですか。そうすると、今後託送料金の値上げ申請がでてきた場合に、たとえば、今後の手続きがどうなるのかわかりませんが、経済産業省や消費者庁などで値上げについての議論の場が設けられた場合は、営業費の中に上乗せ費用が固定的に入れられてしまうと、個別営業費が適切かという議論の対象にはなりえないと思うのですけど、これは営業費という整理でいいんですか。過去分の損害賠償とかそういったものが本来流動的な営業費になるということには違和感があります。
- 経産省 営業費です。この省令の立て付け上、営業費の中に入るものです。
- G C この流れの中で経済産業大臣から一般送配電事業者に通知をしますよね、その通知というのは具体的にどのような内容が書かれている通知なのですか。
- 経産省 通知する内容の事項も省令で定められていたと記憶していますが、回収すべき額であるとか期間というものを主に通知するというものです。
- G C 多分、回収する金額が当然書かれていると思うのですけれど、その前に申請がありますよね。その申請の金額と通知の額って大体一緒になるのか、それとも通知については経済産業大臣の裁量で変更することができるのかというのはどちらなのですか。
- 経産省 経済産業大臣の裁量でというのは少なくとも今の現行省令の中ではそういう余地はないので。
- G C 申請の金額と同じ金額が通知されるという理解で良いのでしょうか。
- G C そうですね。承認するかどうかなので、不承認になればもちろんだめになりますが、承認する場合は、そのまま行くということになるか、不承認でもう一回作り直して承認するかどうかはわからないという事ですよ。
- G C 申請した内容とか、経済産業省が承認しますよね、約款変更とか。あと、通知の内容とかですね。そういうものというのは我々消費者とか事業者というのはどこかで見ることができるのでしょうか。
- 経産省 その各送配電事業者から、経済産業大臣がやるということですか。
- G C 経済産業大臣が行った通知というのは見られるんですよ。当然これは。

経産省 行った通知を見られるという事は、それはまあ我々と日々様々ないろいろな行政行為をやっている中でいろいろありますが、特にこと約款に関して言えばこういう約款申請がありました、認可しました、修正しました。申請書を受理しましたというのは、これまでも約款の改定などがあるたびに、ホームページなどでニュースリリースとして発信してとかツイッターをしてとかそういう一般的なプレスリリース的なことは行うのではないかと考えています。そういう広報的なことは担当ではないので、あれなんですけども。

G C 完全非公開ではないですね。そうすると。

経産省 はい。もちろん

G C もしよければ、次の質問に関連してきていますので。

G C 一つだけいいですかね、(オ)で言われている特化した罰則はないが、一般的な監督権限と業務改善命令権があるということ言われたんですが、要するに経済産業省としては、一般送配電事業者がこれはもう自ら負担すると、接続相手に求めないという判断は許さないという事ですかね。一般送配電事業者が接続供給の相手から負担金を徴収せず、自らの経営の中で納めるというようなことは認めない。ありていに言えば、先ほど言ったような申請をしないとかいう事。中国電力とか北陸電力は今一般負担金の方ですね、現在、支援機構に納める、あれを電力料金に転嫁してないじゃないですか。会社の判断で。同じように2020年からの負担金もそうしたいみたいな。勝手に中国電力に成り代わって言うわけではないんですけども、そんな風に思ったときにそれは認めないという意味ですか。という質問です。

経産省 省令で定めているのは、それは回収しなければならないと定めています。じゃあ今おっしゃったケースを具体的に想定しているかということ、今この瞬間お応えできるものはないのですが、お答えになっているかわかりませんが、北陸とは中国が一般負担金を転嫁しないというのはまあ事実としてそうでした、ただ一方で一般負担金を転嫁しないという経営判断をしているのかということ、これはまあ事業者の判断なので、私も完全にわかっているわけではないのですが、ご覧の通り、電気料金の原価というのはものすごい膨大な量があって、変動していくものでもありますので、当時で言えば、原子力が止まって、一般負担金がというよりは燃料費の高騰、火力の比率が高まったことに耐えられるかというのが方針としては一番大きかったというのがあります。多分その影響が大きい所は値上げをしましたし、北陸とか中国に関していえば、個別の原価というよりは、全体の中で経営判断したという風に考えております。この原価を転嫁するかしないかという経営判断ではないのではと思っています。

G C 結果として負担していないでしょ。同じように今回話題にしている2つの負担金もそうしようという裁量とか自由は一般送配電事業者にあるのですか、という質問です。

経産省 事実としてそうですが、まず経営判断として一つとしてはあるのだと思います。

その時に経済産業大臣としてそれを認めるのか認めないのかというのは、この場でYESかNOかでお答えするのは知見というか見解を持ち合わせていませんが、申し上げられるのは省令の中では、回収しなければならないというふうに定めているということです。

- G C だったら今後の中で少し組織の中でも検討されて、それがどうなのかということをはっきりと認めるのか認めないのかということをお聞きしておきたいと思います。今後一般送配電事業者の電力会社の皆さんとも私たち話をしていきたいからです。よろしく。

## 2. 【賠償負担金措置の理由と目的に関して】

お尋ね(ア) 当該省令の立法理由は「福島第一原発の賠償費用の増加に対応するため」なのか「過去に回収しなかった賠償に備える費用を回収するため」なのか。

- G C はい。では2番目の方にもいいですか。  
経産省 はい。立法理由のところでございます。これは(ア)のところは先ほど来、あるいは前回、前々回なり申し上げた通りで、まずこの制度を議論するに当たっては、まずは過去に回収することができなかったこの賠償への備えの回収の議論というものです。ただ、福島事故と何の関係もないのかという風に言われれば、今この瞬間起きている事故あるいは原賠機構法が適用されている事故というのは福島しかないのでありまして、今回の措置によって回収された費用というものは、資金というものは当然原賠機構を通じて、福島事故費用にも充てられるものでもありますので、結果的には、それについては福島復興にも資するという観点は当然に考えています。

お尋ね(イ) 16年末から17年初に審議会で検討した賠償負担金措置の理由目的で説明や報道されたことと、17年2月から現在まで説明される結論に乖離がある。貴省は、当初「福島第一原発事故の賠償費用の増加に対処するため」と説明した様子。その後それを否定して「原発事故の賠償の備えとして確保してしなかった分を回収するため」と変えている。変わったのか否か。

(イ)のところですが。報道されたこととの云々ですが、これも(ア)の説明で基本的にはお答えになるかと思いますが、まさに、小委員会でこの必要性について議論した時に、まずはその備えの不足分というものにどう対応するかということであったと思います。

お尋ね(ウ) 17. 1. 10毎日新聞記事にあることが「事実か」を尋ねたところ、「報道にある事実は承知していない」と答えているが、貴職(経済産業大臣)も承知していないのか。また「そうした事実はあった」ということを意味するのか。

(ウ) のところは業界からの陳情があったかということですが、陳情があったとかいうそういう事実は本当に承知していないというのが、これ以上にお答えのしようがないというのがあります。

G C そうすると論理的には、今回は賠償負担金の額がいくらになるのかという事と、福島第一原発事故における原子力損害賠償を総体としていくらにするかという事の間には論理的には何の関係もないという理解でよろしいですか。だから逆に言うと、そうすると、どこかのところでたとえば経済産業省の人が関係各社に対して、賠償負担金の総額がこういう風に決まったので、福島原発事故の損害賠償の総額はこれを超えることはできないというそういう説明もできないという理解でよろしいですか。

経産省 そうですね。

G C なんかそういう説明をしているという噂を時々聞くものですから。

経産省 我々としてはそういうことは一切ありません。

G C ああそうですか。経済産業省の方がという噂をよく聞くものですから。そういう話も。

経産省 報道に関しては、この件に限らずいろいろあろうかと思えます。

G C 多分、この部署とは別の部署だとは思うんですけど。原子力損害賠償を担当している部署が経済産業省の中にもあると思いますが、そちらの部署からそういういろいろなお話があるようなことを聞いているのですが。そういうようなことはないんですかね。

経産省 私どもとしては一切そういうことは承知してございません。

G C そうするとこの額はいったん決めたら、増えるということはないんですよ。

経産省 閣議決定ですので。上限を2.4兆円と明記しておりますので。

G C 2.4兆円はあくまでも総額ですよ。だからそれを各原子力発電事業者に割り振るという事ですよ。

経産省 はい。

### 3. 【賠償負担金の実額に関して】

お尋ね (ア) 松村・竹内・除本氏や当時の西日本・毎日・朝日報道にある説明と経産省の瀬説明とどちらが正しいのか。

G C では3番続けてお願いします。

経産省 はい。3番も、これはどちらが正しいのかという説明というよりは、2番と同じだと思っていますけれど、我々の今回の措置というのが先ほど来申し上げている趣旨でございます。

お尋ね（イ）仮に福島第一原発事故の賠償費用が更に増える場合、どうやって手当てするのか。

（イ）のところが一Fの賠償費用というところです。これも現時点で上振れるということは想定していませんですし、我々はどうしても政策をやる立場の中で、なかなか仮定の質問というのはお答えできないということをご理解いただければと思います。繰り返しですけれど今の時点で、上振れるということは想定していません。

お尋ね（ウ）経産省の説明が正しいとした場合、『一般送配電事業者託送供給約款料金算定規則』第26条の2（変動額認可）に「賠償負担金相当金の変動額」とあるのは何故か。その「変動額」とは何を指し、それを「引き上げようとすることを認める」とはどういうことか。

（ウ）のところですね。約款算定規則の変動額の規程のところですね。これは賠償負担金あるいは廃炉円滑化負担金の額の算定の方法を定めているところでして、これについてはたとえば賠償負担金の方で説明させていただきますと、これは、40年間の長期にわたって回収していくもので、そうした性格ですので、省令を5年ごとに取りという風に規定しています。なので、5年ごとに約款の改定の申請というものをするわけですが、その料金の仕組み上、改定するときに足元の需要の見通しというものを反映しなければならなくて、ご案内の通り、今世の中全体の電力消費量がどんどん落ちていきます。それは節電であったり、皆様のご努力であったり、まさに機械装置の省エネ制度が上がったりとかで需要とかがずっと落ちていっている中で、断続的に託送料金を毎回変えていくときにざっくりというところ費用割る需要ですけれど、需要がどんどん小っちゃくなっていくと結果としてどんどん電気料金が上がって行ってしまいうんですね。このまま需要が頭打ちの中で、そういった料金改定というものが果たして、電気料金の抑制という観点でよろしいのか、ということが審議会等で議論がありまして、こういった個別の特定の原価について改定するときには需要は見直さずに、その特定の原価だけを見直すという仕組みがあります。FITとかも実はそうなんですけれども。単価が毎年上がっちゃうので、毎年需要を計算していたら原価以上に需要が下がっている影響でどんどん上がって行ってしまいうのでそういうある種の特種な料金の算定方法を定めていまして。その一つです。変動した時に需要を見直さなくていいということを決めているのがこの条文です。これで引き上げようとするにおそらく引かかっていらっしゃる、これがどんどん上がるんじゃないかとおっしゃっていると思いますが、その原価が、賠償負担金が増えるから電気料金全体を引き上げるというところで需要は見直さなくていいということを決めているのが実はこの条文です。逆に後ろの方に確かあると思いますが、準用規定で、届出要件というのがありますが、では下げるときにも上の原価だけを下げ、下の需要は見直さなくていいというような準用規定もありますので。こういう頻繁に変わるような原

価に対して、毎回、そのために必要以上に電気料金を上げないというそういう措置です。

G C これって原価が変わるのですか。この原子力発電事業者から出てくる負担金って額は fix ではないのですか。総額でいうと。

経産省 上限は 2.4 兆円と定めています。今はアワーが下がる話をしましたけれど、一方である年ものすごく夏暑くて電力利用量がワーストといったら、思っていたより回収できたということもあるんだと思います。そうした時にはただ一方では、我々 2.4 兆円と定めてありますので、仮に極端な話ですけれど、来年から毎年毎年夏が想定以上に暑くて、冬が想定以上に寒かったら、儲かってしまうと。すると上限の 2.4 兆円を超えてしまうので、そこはちゃんと押さえさせていく。いかんせん 40 年の回収措置ですので、むしろその上限 2.4 兆円という約束を守るための措置という風に考えておるわけです。なので、この 5 年おきに取り直すと。ただ、その度に需要まで見直しをしていたら、それ以上にもっともっと電気料金が上がってしまいますので。

G C これは結局一般送配電事業ごとに回収するべき賠償負担金の額と、期間が定まって一応額が出で来るのだけれど、想定していたよりも今の話ですと、その通り回収していくと、結局総体が当初予定していた総額より増えてしまうので。

経産省 そうですね、2.7 兆円とか。

G C おそらく、回収すべき賠償負担金の額って、総額で一般送配電事業所ごとに決まっていると思いますから、それを上回る状況になったらその時点で打ち止めにしなきゃいかんという事になってくるのですよね。2.4 兆円を各事業所に割り付けてしまっているわけですから。割り付けたところを超えてしまったらだめですよ。そのことだけを言っているわけですか。この変動額というのは。

経産省 変動額というのはそうですね。おそらくまさに、fit とか消費税とかですね、そういう税率が上がった時にもそうですが、できるだけ転嫁するといったときに、では需要は、そこはいいよと。それはなぜかという、繰り返しますが電気料金をできるだけ必要以上に上げさせないというためです。後半に出てくる廃炉円滑化負担金も同じ回答になるかなと思います。

G C そうすると場合によってはこの回収の期間を過ぎても回収できない場合だってありうるわけですよね。結果として。

経産省 理論上はあり得ますね。結果としては。40 年後のことはわかりませんが。こちら側の都合かもしれませんけれど、時間があれなので。よろしければ次にいってよいでしょうか。もうあと 10 分か長くても 15 分くらいでご容赦いただきましたと思うのですが。このペースで行くとちょっとあれですよ。

G C よかったら、もう一回参りますので、続きの分を。今日のような時間で構いませんので、持っていただくことができますか。

経産省 だいぶ引っ張ったわけでは全くないのですが、結構、今回も先ほど申しあげました通り、我々日ごろいろいろな方々から対応させていただいておりますので、なかなかこういう場を本当に全ての方々にやろうとすると我々もちょっと。もち



ろんこれは通常業務なのですけれど。その他の業務が回らなくなってしまうので。できれば、また文章のやりとりにさせていただけないかなと思っております。あと、15分くらいありますので、特に、というところがありましたら。

G C とりあえず、その文章でというのは何らかのことがあると思いますけれど、もう少し時間をおいてからでもダメでしょうか。今回この場を持っていただくのに結構時間がかかりましたよね。だいたい経過をして、やっというお話ができるように時間を作っていただいたら。ぜひ可能であれば、少しおいてからでも構わないので。またこういう場を持たせてもらえないかと、こちらは強くお願いしたいところです。今日あと15分でパタパタというのはとても難しいような気がするのです。

G C ある意味文章よりいいですよ。聞いてわかるし。

経産省 私としては、別に逃げたいわけでも全くないのですが。どうしても中立という立場から申し上げればですね、本当にもう様々な方々からいろいろいらしていただいているので。

G C とりあえず、一か月後くらいにもう一回今日の続きをしていただけませんか。あと、今と同じくらい聞きたい中身がそれぞれにあるんですね。別に喧伝しませんので、我々はこんなにしてもらったという。

経産省 申し訳ありません。検討させていただきます。

G C 先ほど、例の、回収しなかったらどうなるのかという事と、あともう一つ来年の4月までは何の具体的な広報はしないのか。というところのこの二つはちょっと多分今日、正しい答えはできない話だと思うので。そういったところの宿題もあるので、ちょっともう一回機会を設けていただけると有難いなという気がするのですけれど。

経産省 検討させてください。今後の業務の見通しだったりとありますので。

G C どちらも結構重要な問題だと思うので。すごい重要な問題だと思うのでなかなか。正直言って、今回も調べるときも改正された規則というのは一体どこにあるのだろうかというのを調べていくと、最終的には未だに官報で見ると見れないという事だったので。これだと普通の人には全く見られない。知ることができないと思うのですよね。ですからこれはいささか不親切なのではないかなという感じがするものですから。結構国民の皆さん、消費者の皆さんには大きな影響のあるところであるにも関わらず、官報を見ろというのはちょっとどうかという感じがするので。しかも、それ来年の4月になってからすべて始まって、そのころになって初めて出るというのはちょっと遅いかなという気がするものです。ですからそのあたりちょっと見直していただければ有難いなと思います。

経産省 もちろん今日のお話というのは、当然、然るべきものへも含めてちゃんと共有、報告をします。

G C 検討いただけるということで、いいですか。

経産省 しっかりとした広報ということですか。もちろん検討します。

G C 有難うございました。

- G C 私たちグリーンコープは生活協同組合ですので、法の元で言ったら厚労省のご指導をいただきながら活動をしていますけれど、今回私たちが問題にしている賠償負担金と廃炉円滑化というところでは、皆に、広く国民に考えて欲しい。私も一緒に考えたいと思っています。これから未来、先ほども40年後はわからないとお話しされましたけれど、廃炉と核燃料の保管とか、処理ということでは、今から生まれてくる子どもたち、その次の子や孫に負担を負わせていくということでは、一省庁のお考えだけということではなくて、国民がちゃんと議論して、国会でちゃんと議論してほしいなと思っていますので、またこういう機会を持たせていただければ。私たちも今日のことを持ち帰ってみんなで仲間と議論をして、また質問などお届けしたいなと思いますので。今後ともよろしく願いいたします。
- G C 一つよろしいですか。私は在京なのですけれども、今日は鳥取、山口、福岡、大分から来ていらっしゃるのですね。一日大事な旅費を使ってきて。ようやく今日、この場を設定していただいているので、もう少し時間を長くとっていただけるようにお願いしたいということと。それからよく消費者の意見、消費者団体の意見とかでヒヤリングとかしていただいていると思うんですが、やはり選定される消費者団体が非常に偏ってしまっていて、こういったグリーンコープさんとかそういった方が、これだけいろいろな勉強も積み重ねて学習もされているので、是非そういう知見もぜひ聞いていただきたいと、是非思います。
- G C では、私も一言。グリーンコープ生協は大阪兵庫から九州全県まで43万人の組合員がいます。具体的には私はおおいたの理事長を務めているので、今日はおおいたの組合員3万人を代表して、代弁者として来ようと思って来ました。私たちはこの2年間、今年で3年目になりますけれども、この託送料金について組合員に向かってこんな風な状況だよということを情報公開をして、託送料金に含まれる様々な問題について、様々に沢山の人たちと意見交換をしてきました。その中で、やっぱり皆が言っている言葉はまずは託送料金そのものを知らなかった。そのうえ、託送料金にこれら沢山のものが含まれている。もちろん電気料金もいろんな物が含まれていますけれども、そういったことがずっと私たちは電気料金を払ってきたけれども、一切知らなかったという声が一番大きいです。そしてこれから2020年にはさらに負担が増えるという事に対して、もちろん福島の復興に対しては自分たちも応援していきたいし、今まで原子力発電所を使っていることを容認してきた私たちがその廃炉について負担することも仕方ないと思うという組合員もいます。でも、それでもですね、それを転嫁することを決めること、決めた内容もそれは私たちにちゃんと知らせたい。何も知らないところで全てが決まっていくことがどうしてもそれは許せない。という声が大きいです。先ほど電気事業法18条に基づいて認可で対応できるので、そのように決めましたという風におっしゃいました。もちろんそうだと思います。それが法律で決められていることだと思います。でも、国民は、私たちがもっとちゃんと知りたい。決める途中のことも知りたい。そういう風に思っています。その声をぜひ受けていただいて、国民のためにお仕事をされているのであれば、そういったところに

耳を傾けていただきたいなと思っています。今日は有難うございました。

G C きょうは有難うございました。また是非よろしくお願ひ致します。

以上